

沖縄県立芸術大学音楽学部教授会規程 (平成2年3月19日教授会決定)

改正 平成14年5月9日
平成19年4月17日
平成28年2月22日
平成29年3月23日 学長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則（昭和61年沖縄県規則第13号。以下「学則」という。）第6条第6項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学音楽学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、音楽学部の学部長並びに教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

(所掌事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 学部長等の候補者選考並びに教員の採用及び昇任に関すること。
- (4) 学則第6条第4項第4号の規定に基づき、学長が定める次に掲げる事項に関すること。
 - ア 学科及び専攻の設置等に関すること。
 - イ 教育課程及び履修方法に関すること。
 - ウ 学部の予算編成及び配分に関すること。
 - エ 学生の転学科、転専攻、休学命令及び除籍に関すること。
 - オ 学生の厚生補導、表彰及び懲戒に関すること。
 - カ 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生に関すること。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の招集)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、教授会構成員のうちからあらかじめ、学部長が指名した者がその職務を代行する。

2 学部長は、必要と認めたとき又は教授会構成員の3分の1以上の者から審議事項を示して要求があるときは、遅滞なく教授会を招集しなければならない。

3 教授会を招集する場合には、あらかじめ議題を添えて教授会構成員に通知しなければならない。ただし、緊急のときは、この限りでない。

(教授会の定足数及び議決方法)

第5条 教授会は、教授会構成員（出張、研修、休職、休暇、その他の理由により不在が公に確認された者を除く。）の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 教授会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めるときは、教授会構成員以外の者を教授会に出席させ、意見を聴くことができる。ただし、採決に加えることはできない。

(委員会の設置)

第7条 教授会は必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会は、第3条の所掌事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 委員会は、前項に規定する付託事項に係る審議結果を教授会に報告し、又は必要に応じて議案を提出するものとする。

4 委員会の組織及び運営については、教授会が別に定める。

(教授会の記録)

第8条 教授会は、議事要録を備え、開会日時、出席者、議事日程及び採決の要旨、その他必要な事項を記録し、次回の教授会において承認を受けるものとする。

2 議事要録には、議長が指名する出席構成員2名が署名をするものとする。

3 議事要録は、学部長が保管し、教授会構成員から要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(教授会の庶務)

第9条 教授会の庶務は、教務学生課において処理する。

(教授会の運営に関するその他の事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項については別に定める。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月17日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月22日評議会)

この規程は、平成28年2月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月23日評議会）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。